

長野県告示第188号

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 写真地図（レベル1,000）

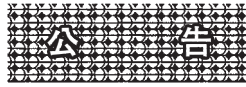
2 作業期間

平成29年4月17日から平成30年1月31日まで

3 作業地域

安曇野市

建設政策課



公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
更埴漁業協同組合	千曲市上山田温泉2丁目11-3	内共第1号

2 変更の内容

第6条第1項第2号の表の小学生以下の者の項中「小学生」を「中学生」に改め、同表の中学生の項を削る。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成30年4月1日

園芸畜産課

公告

県営南向地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

2 工事の着手年月日

平成25年6月14日

3 工事の完了年月日

平成29年11月14日

農地整備課

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画駐車場 駅前市営駐車場

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び諏訪市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類

伊那都市計画用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び伊那市役所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月8日

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年3月8日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
年少射撃資格講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
3月30日 (金)	午前10時から 午後5時まで	長野会場	長野市大字安茂里 1777番地1 安茂里公民館	10名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。 (所要時間60分)
空気銃の使用の方法	1時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、年少射撃資格講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

この公告の日の翌日から開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料9,700円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課